

第1章

物品貿易の諸論点

我が国がこれまで締結してきた経済連携協定は、その包括性に特色があり、物品貿易に関する規定だけでも、関税撤廃の約束の他に、製品の国籍を決定する基準や手続を定める原産地規則、アン

チ・ダンピングについての規律、基準認証、EPA/FTAによる自由化の安全弁としての二国間セーフガード等に関する規定が設けられている。

<関税>

EPA/FTAにおいては、通常、物品貿易の自由化約束として、相手国産品に対する関税の、協定発効時の即時撤廃や、実行関税率からの一定年数による段階的撤廃等が規定される。工業製品の生産が往々にして国境をまたぐサプライチェーンによって行われている今日、国内関係者は我が国が締結したEPA/FTAにおける関税撤廃及び削減に関する理解を深めることに加え、他国のEPA/FTAにおける関税撤廃及び削減について理解を深めていくことが重要である。なお、EPA/FTAにおける関税撤廃に関しては、域内の関税を実質上のすべての貿易について妥当な期間内に廃止しなくてはならない等の、GATT第24条の規律が課されている。

(GATT第24条の規律については、第II部第16章を参照)。

1. 関税撤廃の方式

各EPA/FTAにおいて、関税撤廃の方式は、品目ごとに、撤廃期間、撤廃の基準となる税率（ベースレート）、撤廃の方法によって決定される。これらは、一般的に「譲許表（Tariff Schedule）」と呼ばれる協定本体の附属書（Annex）及び注釈において規定される。

(1) 関税撤廃期間

①先進国間、先進国・開発途上国間の地域貿易協定

先進国間、先進国・開発途上国間のEPA/FTAでは、2001年発効のシンガポール—NZ協定のように全品目について協定発効時に関税を即時撤廃するような例もあるが、多くの場合、最短で即時撤廃、最長でGATT第24条の解釈に関する了解において「妥当な期間」とされる10年間での関税撤廃とし、さらに3年、5年、7年等の中間的な関税撤廃期間を設けることが多い。

②開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間のEPA/FTAでは、授權条項（前述）を根拠に、一般的に長期間で関税撤廃されることが多い。例えば、2005年に物品貿易協定が発効した中国アセアン協定（※一部品目については、2004年からアーリーハーベスト（後述）を実施）では、中国及びアセアン原加盟国については、原則4年（関税率10%未満）又は5年（関税率10%以上）、一部の品目については7年とし、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については原則10年、一部の品目については13年となってい

る。なお、CLMVの10年超の関税撤廃品目は各国品目数の約4.8%まで認められている。1992年発効のAFTAについては、アセアン原加盟国とCLMVでは具体的な年数は異なるものの、概ね10年程度で関税率0~5%を実現し、さらに10年程度をかけ関税撤廃を実現することとしている。

(2) 撤廃の基準となる税率（ベースレート）

ベースレートは通常、交渉時の実行最恵国（MFN: Most Favored Nation）税率が適用される。ただし、ベースレートを交渉当時のMFN税率としない例も存在する。例えば、これまでの日本のEPAにおいて、相手国が一般特惠制度（GSP: Generalized System of Preferences）適用国の場合、GSP税率適用品目については、一部の例外を除き、GSP税率をベースレートとしている（これらの品目は、EPA発効後、原則としてGSP適用の対象外となる）。また、品目のセンシティビティをベースレートに反映させる例も存在する。日アセアン包括的経済連携協定（AJCEP）や日ベトナムEPAにおいて、ベトナムは、一部の鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品、化学品などについて、各産業における投資の呼び込み・投資計画の保護の重要性を主張し、WTO譲許税率を超えない範囲で、MFN税率よりも高い税率をベースレートとしている。なお、EPA/FTAは二国間又は多国間での特惠関係であるが、EPA/FTA締結国がMFN税率を自主的に下げたことにより、品目によってはMFN税率がEPA/FTA特惠税率よりも低くなる場合が発生する（税率逆転現象）。こうした場合を想定し、我が国が締結するEPA/FTAでは、MFN税率がEPA/FTA特惠税率より低い場合にEPA税率はMFN税率と同じ税率になると規定しているものもある。（日ペルーEPA第21条第3項等）。一方、EPA/FTAは特惠関係であるからEPA/FTA特惠税率はMFN税率より常に低いものであるべきとの考えに基づいて、例えば、EUチリFTAやシンガポール-インドFTAにおいては、MFN税率が引き下げられた場合、そのMFN税率を新たなベースレートと

して同様の法則に従い撤廃する税率を新たなEPA/FTA特惠税率とする方法が採用されている。

(3) 撤廃の方法

関税撤廃の方法としては、①協定発効時に関税を即時撤廃する方法、②段階的に均等に関税を引き下げ撤廃する方法が基本的に適用される。但し、①及び②以外の関税撤廃方法については③ベースレートから数年間または関税撤廃期限まで据え置いた上で関税撤廃する等の猶予期間を設ける方法（米韓FTAにおける米国側乗用車等）、④初年度に大幅に関税を引き下げ、その後段階的に関税を引き下げ撤廃する方法（豪タイ協定のタイ側自動車等）等、関税の引き下げ方が均等でない方法も存在する。関税撤廃方式の適用について、多くの地域貿易協定においては一般的に、品目ごとのセンシティビティに応じて関税撤廃方法及び期間を定めている。例えば、NAFTAにおいて原則として即時撤廃、4年、9年、14年という関税撤廃期間のカテゴリーを定め、品目ごとにカテゴリーを決めるとともに、さらに原則の例外となる品目については個別に関税撤廃の方法を定めている。一方で、ベースレートによって撤廃期間及び撤廃方法を機械的に定める場合があり、例えば、豪NZFTAでは、ベースレート5%を超えるものは5年以内に撤廃、5%以下のものは即時撤廃を規定し、中国アセアンFTAではベースレートに応じて5分類（中国及びアセアン原加盟国）の関税撤廃方式を規定している。また、開発途上国間の地域貿易協定特有の方式として部分的に関税撤廃及び削減を先行させるアーリーハーベスト（early harvest）方式がある。例えば、インド-タイFTAにおいては、家電製品や自動車部品等82品目について2004年9月からアーリーハーベストを実施し、既に関税が撤廃されており、また台湾-中国の海峡両岸経済協力枠組協議（ECFA）においても石油化学製品や機械、繊維製品等806品目（中国側539品目、台湾側267品目）について、2011年1月から2013年1月までにアーリーハーベスト方式での関税撤廃を実施した。

また、サービス分野ではよく見られる最恵国待遇を関税率について約束している例が存在する。米ペルーFTA では、同FTA の交渉妥結以降(2005年12月)にペルーが、牛肉、豚肉、ミルク、バター、調整食料品などの農林水産分野の一部の品目について、米国に約束した特惠税率よりも低い関税率を第三国とのEPA/FTAにおいて約束した場合、その特惠税率が自動的に米国に対しても適用されることを規定している。

2. 関税撤廃の例外品目

関税撤廃の例外品目としては、①関税撤廃は行わず、関税引き下げのみを行う品目、②関税割当枠にのみ関税撤廃又は削減を行う品目、③協定発効時には関税撤廃又は削減の対象外であるが、明示的に将来の再協議の対象としての約束をしている品目(再協議品目)、④新規関税の導入及び関税引き上げの禁止(スタンズティル)を約束し

ている品目、⑤協定上何ら上記①～④を約束しない品目(除外品目)に大別される。

3. その他の関連規定

輸出税

輸出税(※第Ⅱ部第3章<参考>コラム:「資源・エネルギーとWTOルール」参照)に関しては、GATT第11条第1項が関税その他の課徴金を明示的に除外していることから、WTO協定による規律は基本的に及んでいないと考えられる。しかし、輸出税が貿易歪曲効果を有することから、日本のEPAでは、WTOプラスの高い規律を目指し、例えば日シンガポールEPA、日スイスEPA、日ペルーEPAなどでは、輸出税を撤廃する旨を規定している。また、日フィリピンEPA(第20条)では、両国が輸出税を撤廃するために最善の努力をする旨を規定している

<原産地規則>

(1) ルールの背景

原産地規則は、国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられる国内法令又はFTA協定上のルールであり、特惠分野に適用されるものと非特惠分野に適用されるものとに大別される。うち非特惠分野に適用されるものはWTO原産地規則協定において規律が定められ、現在、調和作業が進められている(詳しくは、第Ⅱ部第10章原産地規則参照)。特惠分野に適用されるものの1つであるFTA原産地規則は、FTA締約国の原産品であることの認定を行い、またFTA締約国で生産された産品のみならず、実質的に第三国で生産されている産品が、一方の締約国を経由して他方の締約国に輸入される場合にまで、FTA上の特惠税率が適用されることを防ぐ(「迂回輸入」の防止)ことを主な目的として制定されている。

(2) 法的規律の概要

FTAにおける原産地規則は、一般的に、①原産地規則、②原産地証明手続の2つから構成される。

①原産地規則

原産地規則は、大別すると(a)産品の原産地を認定する「原産地認定基準」と、(b)当該認定を行う上での補助・救済を行う「救済規定」、(c)第三国からの迂回輸入の防止規定から構成される。

(a) 原産地認定基準

原産地認定基準として採用されるものとしては、次のようなものがある。

(i) 完全生産品基準

締約国領域内で「完全に生産される(例えば、ある国の中で牛を誕生させ飼育する、ある国の中の鉱山において鉄鉱石を採掘する等)」ことを要件とする。主に農産品や鉱物などに適用されている。

(注) また、「原産材料のみから生産される産品」という

区分もほとんどのEPA/FTA協定で規定されている。

(ii) 実質的変更基準

製品の生産において第三国からの輸入原材料（非原産材料）が用いられる場合に、当該製品に原産資格を付与するのに十分な「実質的な生産・加工作業」の内容を定めたものである。実質的変更基準は、次の3基準を用いて記述するのが一般的である。

(イ) 関税分類変更基準（CTC rule : Change in Tariff Classification rule）

非原産材料の関税分類番号と、それから生産される製品の関税分類番号とが異なるような生産・加工作業が締約国内で行われた場合に、実質的変更がなされたとみなされ、原産資格を付与するルールである。求められる変更の度合いは関税分類番号の桁数で指定され、関税分類番号の上2桁（類）の変更をCC（Change in Chapters）、上4桁（項）の変更をCTH（Change in Tariff Headings）、上6桁（号）の変更をCTSH（Change in Tariff Sub-Headings）と称する。変更前の材料が、当該製品の生産工程のより上流に遡るほど、締約国内でより広範な生産・加工作業の実施を要求することとなり、原産資格取得の困難度の高いルールとなる。一般的には、CTSHが最も原産資格取得の容易なルールである。

(ロ) 付加価値基準（RVC : Regional Value Content rule）

締約国内において実施された調達・生産・加工等の作業に伴って形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値（閾値）を超えた場合に、実質的変更がなされたとみなし、当該製品に原産資格を付与するルールである。閾値が高いほど原産資格取得の困難度の高いルールとなる。CTCに比べて域内での調達や産業集積を管理しやすいと言われるが、他方で、原産性の立証に際して、会計に関する詳細なデータの収集・整理が必要となるなど、産業界の作業負担が大きく、また

材料の納入先に対してコスト情報の開示が求められる場合もある等の問題も指摘される。

(ハ) 加工工程基準（SP rule : Specific Process rule）

締約国内で特定の生産・加工工程が実施された場合に実質的変更がなされたとみなし、当該製品に原産資格を付与するルールである。関税分類番号の変更では表現できない工程を具体的にルールとして記述するのが特徴である。化学製品や一部の農水産品、半導体等に採用されていることがある。

なお、通常のEPA/FTAにおいては、これら3基準による認定方法の詳細についても、併せて規定される。また、個々の品目ごとの具体的なルールは、別途「品目別規則（PSR:Product Specific Rules）」としてこれらの基準を用いつつ記述するのが一般的である。

(b) 救済規定

原産資格の取得を容易にするため、各種救済規定が設けられている。救済規定の主なものは、下記のとおりである。

(i) 累積

関税分類変更基準、付加価値基準双方に適用されうる救済規定であり、FTA相手国の原産部分品である部品・材料を輸入して他の製品の生産に使用する場合、これらを自国の原産品たる部品・材料とみなすもの。自国貿易を増やし、ひいては域内貿易を促進する効果や、締約国間の分業を促進する効果がある。

(ii) ロールアップ

製品の付加価値を計算する際、一次材料が原産資格を有している場合、当該一次材料中の非原産部分の価額についても原産材料の価額に切り上げることができる規定である。

(iii) トレーシング

製品の付加価値を計算する際、一次材料が非原産材料の場合、非原産材料の価額から、当該一次材料中の原産部分の価額を除外することを可能とする規定である。

(iv) デミニマス（僅少の非原産材料）

製品の品目別規則（PSR）が関税分類変更基準による場合であって、非原産材料を用いて産品を生産したものの所要の品目別規則（PSR）を満たすほどの関税分類の変更が生じず、原産資格を取得できない場合、当該非原産材料の産品に占める割合が産品の価額又は産品の重量の一定割合以下であれば原産資格を付与する。つまり、僅少の非原産材料は原産地の認定にあたって無視してもよいとの規定である。

(c) 第三国からの迂回輸入の防止規定**(i) 原産資格を付与しない軽微な加工に関する規定**

仮に、ある産品が形式的には所要の品目別規則（PSR）を満たした場合であっても、実は締約国内で実質的な生産・加工作業が行われていない場合、これを原産品とは認めない趣旨を記述した規定である。

(ii) 積送基準

物流・運搬の事情等により、仮にFTA締約国以外の第三国へ寄港しても、積み替え、産品の保存等の一定の軽微な作業では原産性を失わないことを定めた規定である。

②原産地証明手続

世界のEPA/FTAにおける特惠原産地証明制度は、主に、第三者証明制度と自己証明制度の2つの制度に大別できる。また、自己証明制度は、義務や罰則の対象（主体）に着目すれば、認定輸出者による自己証明制度、輸出者による自己証明制度、輸入者による自己証明制度の3つに分類することができる。

(a) 第三者証明制度：輸出国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して証明書を発給する制度。日本が締結しているEPAやAFTA（ASEAN Free Trade Area、アセアン加盟10か国間の自由貿易協定）等において導入されている。

《特徴》

- ・証明書を受給した者に対する義務（文書保管義務等）や適切な罰則・制裁等を輸出国当局が措置。

- ・相手国税関当局による検認の要請への対応は主に輸出国当局が実施。

(b) 自己証明制度**(i) 認定輸出者による自己証明制度**

輸出国当局によって認定された者が自ら原産地申告（原産地証明書）を作成。主にEU等において導入されており、また、日本においても、2009年9月に発効した日スイスEPA、2012年3月に発効した日ペルーEPA及び2012年4月に発効した改正日メキシコEPAにおいて導入されている。

《特徴》

- ・原産地申告（原産地証明書）を作成する認定輸出者に対する義務（文書保管義務等）や適切な罰則・制裁等を輸出国当局が措置。
- ・相手国税関当局による検認の要請への対応は主に輸出国当局が実施。

(ii) 輸出者による自己証明制度

輸出国内にいる輸出者等（要件を国内法令で規定することが一般的）が証明書を作成。NAFTA、韓国・チリFTA、豪州・チリFTA、環太平洋戦略的経済連携協定（P4）等で導入されている。

《特徴》

- ・原産地証明書を作成する輸出者に対する義務（文書保管義務等）等を輸出国当局が措置。
- ・相手国税関当局による検認の要請への対応は主に輸出国当局が輸入国当局に協力する形で実施。

(iii) 輸入者による自己証明制度

輸入者が証明書を作成。米国・豪州FTA等で導入されている。

《特徴》

- ・原産地証明の主体は主に輸入者であり、当該者に対して輸入国当局が義務等を措置。
- ・検認は基本的に輸入国当局が輸入者に対して実施。もしくは、輸入者に原産品に係る情報を提供した輸出者等に実施。

(3) 我が国及び世界のEPA/FTA原産地規則

①我が国のEPA/FTA原産地規則

我が国がこれまで締結し、もしくは交渉が完了した13のEPAの原産地規則は、次のように、それぞれの基本要素はほぼ同じであるが、相手国に応じて多少の違いが存在する。

(i) 日シンガポールEPA

2002年1月署名、11月発効。我が国初のEPAである日シンガポールEPAについては、一般特惠制度（GSP）の原産地規則の影響を受け、必要最小限の規定にとどまっていたが、その後の日マレーシアEPA等では輸入国当局が輸出国へ情報照会・検証訪問が行える検認規定が加わる等、より幅広い内容が盛り込まれ、また使いやすい原産地規則となったことを受け、シンガポール側からの打診もあったことから、2006年4月より日シンガポールEPA見直し交渉を開始し、ユーザーにとって使い勝手のよい日マレーシアEPA等と同様の規則へ改定した。当該改訂済の協定は2007年9月に発効し、品目別規則（PSR）は日マレーシアEPAと同様、関税分類変更基準か付加価値基準かのいずれかを選択できる制度を基本原則としている（Co-equalと呼ばれる）。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。なお、原産地証明制度は、第三者証明制度を導入しており、各地の商工会議所が原産地証明書の発給を行っている。

(ii) 日メキシコEPA

2004年9月署名、2005年3月発効。内容的にはNAFTAの流れをくみ、他の日本のFTAと比べると、相対的に詳細な規定が多い。品目別規則（PSR）は、関税分類変更基準が中心である。産品によって異なるが、付加価値基準の主な閾値として50%を満たすことを求めている。なお、2009年4月に協定見直し交渉が開始し、2011年9月に改正議定書署名、2012年4月に発効に至り、さらなる自由化が図られている。原産地証明制度は、これまで導入していた第三者証明制度（日本商工会議所が原産地

証明書の発給を行っている）に加え、当該改正により、認定輸出者による自己証明制度が新たに導入された。

(iii) 日マレーシアEPA

2005年12月署名、2006年7月発効。日シンガポールEPA、日メキシコEPAの経験を踏まえて設計された原産地規則であり、その後のアセアン諸国とのEPA交渉において、ベースとなる協定となった。日マレーシアEPAは、原産地規則・証明手続ともに、概ね基本的な要素が（上記（2）①②で記載されている項目ほとんどすべてが）導入されており、かつ規定ぶりも相対的に見ればシンプルなものとなっている。品目別規則（PSR）は、関税分類変更基準か付加価値基準かのいずれかを選択できる制度（Co-equalを基本としている。付加価値基準により原産性を取得する場合、主として付加価値40%を求めている。なお、原産地証明制度は、第三者証明制度を導入しており、日本商工会議所が原産地証明書の発給を行っている（以下（iv）～（xiii）まで同じ）。

(iv) 日フィリピンEPA

2006年9月署名、2008年12月発効。基本的な構成は日マレーシアEPAと同様であるが、品目別規則（PSR）に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。

(v) 日チリEPA

2007年3月署名、9月発効。アセアン諸国とのEPA、日メキシコEPAの経験を踏まえて設計された。日チリEPAでは、付加価値基準の算定方法によって異なる閾値を定めており、主として、産品のFOB価額から非原産材料の価額を控除して算定する従来の方法（build-down方式）の場合は付加価値45%、原産材料の価額を積み上げて算定する方法（build-up方式）の場合は付加価値30%を満たすことを求めている。

(vi) 日タイEPA

2007年4月署名、11月発効。基本的な構成は日マレーシア協定と同様であるが、品目別規則（PSR）

ではタイ側からの要望により化学製品について加工工程基準を導入している等の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。

(vii) 日ブルネイEPA

2007年6月署名、2008年7月発効。基本的な構成は日マレーシアEPAと同様であるが、品目別規則(PSR)に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合主として、付加価値40%を求めている。

(viii) 日インドネシアEPA

2007年8月署名、2008年7月発効。基本的な構成は日マレーシアEPAと同様であるが、品目別規則(PSR)に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。

(ix) 日アセアンEPA

2008年4月署名、12月発効。我が国にとって初めての多国間経済連携協定である。アセアン諸国との二国間EPAではカバーしきれない生産フローを自由化し、アセアン域内での生産ネットワークの強化が期待される。品目別規則(PSR)は、協定上に域内原産割合40%又は、関税分類番号の4桁(CTH)を原則として規定し、それ以外を充足する必要がある品目については附属書の中で別途定めている。

(x) 日ベトナムEPA

2008年12月署名、2009年10月発効。基本的な構成は日アセアンEPAと同様であるが、品目別規則(PSR)に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。

(xi) 日スイスEPA

2009年2月署名、2009年9月発効。我が国にとって、欧米先進国との間の初の経済連携協定である。なお、原産地証明制度については、従来の第三者証明制度に加え、我が国のEPAでは初めて認定輸出者による自己証明制度を導入している。

(xii) 日インドEPA

2011年2月署名、8月発効。インド側に迂回貿易の防止に対する強い懸念があり、主な品目別規則(PSR)として関税分類番号6桁の変更と付加価値35%を併用したルール(CTSH and VA 35%)を採用しつつ、我が国が輸出関心のある多くの製品については、より貿易促進的なルールを採用している。

(xiii) 日ペルーEPA

2011年5月署名、2012年3月発効。南米諸国との間ではチリに次ぐ経済連携協定である。原産地証明制度については、日スイスEPAに続き、第三者証明制度に加え、認定輸出者による自己証明制度を採用している。

②世界のFTA原産地規則

世界には既に、大別して下記の3つのFTA原産地規則の類型(米国が採用する米州型、EUが採用する欧州型、アジア地域諸国の採用するアジア型)が存在している。

(i) 米州型

関税分類変更基準をベースに、重要な品目については付加価値基準を導入している。付加価値の算出方法については、「ネットコスト方式」により、より精密な原産資格の計算を要求している部分もある。証明方法は自己証明型を採用している(NAFTA原産地規則の詳細については、コラム参照)。

(ii) 欧州型

EEA(European Economic Area、EU加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを結ぶ地域経済協定)協定の加工工程基準、付加価値基準がベースとなっている。証明方法は認定輸出者型と第三者証明の併用が基本となっている。

(iii) アジア型

ASEANにおける共通市場の創設と地域の生産拠点化を進めるために更なる貿易円滑化等を進めるべく、2010年5月にAFTA(ASEAN Free Trade

Area、アセアン加盟10か国間の自由貿易協定）の共通効果特惠関税（CEPT）に代わるASEAN物品貿易協定（ATIGA：ASEAN Trade in Goods Agreement）が発効した。ATIGAを利用する際の原産地規則については、付加価値基準か関税分類変

更基準のどちらかを選択する方式（Co-equal）を採用している。証明制度は、AFTAに代表されるとおり、第三者証明を採用している国が多いが、協定によっては認定輸出者自己証明制度等の自己証明型を採用している国も存在。

コラム NAFTA の原産地規則

1992年に署名、1994年に発効したNAFTAの原産地規則は、原産地認定基準等に極めて精緻なルールが導入されている一方で、産業界の証明作業コストを軽減するための措置も手厚く盛り込まれているのが特徴。その後に締結したFTA（特に米州圏）における原産地規則のモデルともなっている。

・概要

NAFTAにおける原産地規則においては、米加自由貿易協定（米加FTA：USA-Canada Free Trade Agreement）と同様、関税分類変更基準（CTC）が原則として採用され、一部の品目（自動車、家電等）については、付加価値基準が、CTCと選択的、又は単独で採用されている。また付加価値基準の計算式について、製品の取引価額をベースとして計算する「取引価格方式」と、材料費、人件費などを細かく産出して計算する「総経費方式」の二通りが設定されている。その他、アクセサリ、輸送容器、包装材の取扱い、第三国での積み替え時の対応、間接材料の取扱い、等の救済が定められている（これらの規定により、産品に付随するアクセサリ、輸送容器、包装材の計算・判定が簡素化され、また一定の要件の下、通関上等の理由による第三国への立ち寄りを認められる等、企業の申請に係るコストが軽減され、利便性が向上）。また、原産地証明制度については、産業界の原産地証明コスト極小化の観点から、企業の自己責任原則の下に、自己証明制度が導入されている。

・品目別規則（PSR）について

1. 繊維

繊維製品（代表例としてアパレル製品：衣類）がNAFTA原産と認定されるためには、衣服製造の実質的な最終工程である縫製工程を行うことに加え、一部の製品を除き、衣服の材料である生地を生産する工程と、更に生地材料である糸を生産する過程まで、全てNAFTA域内で実施される必要があるとされている（図表Ⅲ-1-1）。これは、関税分類変更基準の類型の原産地規則の中でも一般に厳しいルールと言える。但し、これとは別途、年ごとの一定の金額枠を設けて、より緩やかなルールの適用を認めている（いわば原産地規則を活用した“関税割当”的アプローチ）。

＜図表Ⅲ-1-1＞ NAFTAにおける繊維製品の原産地規則

糸の生産	生地の生産	衣服の生産 (縫製)	アパレル製品の NAFTA原産地資格
域内	域内	域内	○
域外	域内	域内	×
域外	域外	域内	×

2. 自動車

自動車については、関税番号の項（4桁レベル）の変更に加えて、一定の域内付加価値率の達成を原産地付与の条件としている。達成すべき域内付加価値率については、発効当初は50%、その後段階的に上がっていき、最終的に62.5%の域内付加価値率が求められている（総経費方式）。

＜AD、相殺措置＞

(1) ルールの背景

近年、FTAの締結にあたり、WTO協定上認められているアンチ・ダンピング（AD）措置をはじめとする貿易救済措置の域内相互不適用や、AD協定に付加する形での規律強化を盛り込む例が見られる。1990年代以降こうした規定がFTAに盛り込まれるようになった背景には、貿易救済措置の濫用によってFTA締結国間における市場アクセス向上の成果が阻害されることを避けることや、FTA締結国間共通の競争政策をもってAD措置を代替することにより、地域・二国間の自由貿易を更に促進させるといった狙いがある。

(2) WTO協定との関係

EPA/FTA協定におけるAD措置の不適用は、関税の全廃など物の貿易に関する市場の同一化、自由貿易の確立が前提であり、WTOの目的には整合的である。他方、AD措置の不適用までは至らないが、ADの手続面及び実体面における規律の強化（WTOプラスの規律）については、WTOのADルール交渉において、規律強化を目指してなされている提案との重なりも見られ、AD協定の規律強化を二国間で先取りしていると評価することも可能である。その一方で、AD調査や措置の発動に際し、FTA締結国との関係でのみWTOプラスの規律で特別に扱うことは、その内容によっては、GATTの最恵国待遇原則に抵触する可能性があるとの指摘もある。

(3) 法的規律の概要

1990年代以降、その内容は多様化し、変遷しているが、FTAにおけるAD措置の規定は大きく以下の3つの類型に分けられる（相殺関税措置の規定についてもこれに準ずる。）。

①WTO・AD協定上の権利及び義務を確認するもの

FTA協定の中で、明示的にWTO・AD協定上の権利・義務を確認する規定があるもののほか、FTAの総則の中で、GATT上の権利行使を妨げないと規定する結果として、実体上、域内でもWTO上のAD規律の適用をそのまま認めているものがある。日シンガポールEPA等、多くのFTAがこの類型にあてはまる。

②WTO・AD協定よりも規律を強化するもの

最近締結されたFTAなどでは、WTOプラスのAD規律を導入している。例えば、NZ・シンガポールFTAでは、①AD税を賦課することができないとする僅少マージン（デミニマス）を輸出価格の2%から5%へ引き上げ（第9条1（a））、②上記①は新規調査事案のみならずレビューにも適用する（同（b））、③無視できるダンピング輸入量を3%でなく5%とし、輸入量が5%を下回る場合には、調査は直ちに終了する（同（c））、④上記③の、無視できるダンピング輸入数量を決定する調査対象期間を、通常少なくとも12か月とする（同（d））、⑤AD税賦課の期間を原則として5年から3年に短縮する（同（e））、などの点において規律強化が図られた。

また、韓国インド貿易協定においては、レッサー・デューティー・ルールの適用（AD課税決定の際、ダンピング・マージンと等価な税率を課さなくても国内産業への損害を除去できる場合は、当該損害の除去に十分な程度の税率（ダンピング・マージンよりも低い税率）を適用することの義務化）

（第2.17条）、ゼロイング（「第I部第2章 米国アンチ・ダンピング」参照）の禁止（第2.18条）や措置撤廃後1年以内の再調査の禁止（第2.19条）が規定されるなど、WTO・AD協定よりも規律強化が図られている。

こうした実体的な規律強化とは別に、手続的な

規律強化を定めるFTAの例もある。例えば、EU韓国FTA（KOREUFTA）のように申請書を受領した当局が調査開始15日前に相手国に通知すること、米韓FTA（KORUSFTA）のように措置を適用する前に相手国政府との事前協議の機会を持つこと、タイ豪州FTA（TAFTA）のようにAD課税よりも価格約束の受入れを優先するよう配慮すること等の規定が挙げられる。

③協定締結国間でのAD措置の不適用を規定するもの

1990年に豪州NZ経済協力協定（ANZCERTA）では、二国間の貿易関係におけるAD措置の適用を終了させる一方で、国内競争法を改正整備してAD措置を廃止することとし、AD措置を相互不適用とした。また、カナダ・チリFTAにおいては、2003年以降、域内貿易に対するAD措置を撤廃することとしつつ（第M-01～03条）、これにより想定外の場合が生じた場合の一定の協議事項を規定している（第M-04条）。

もっとも、上記のうち、AD措置の相互不適用を定めるFTAは極めて例外的である。大部分のFTAは、締結国間でのWTO協定上の権利・義務を確認しており、市場アクセスの拡大に伴うダンピングの発生・拡大や違法な補助金の供与による「国内産業への損害」に対応する措置として、AD措置及び相殺関税措置の発動を認めている。

（4）我が国のEPA/FTAにおけるAD規律の概要

我が国がこれまで締結したEPAにおいて、WTOプラスの規律が盛り込まれたのは日インドEPAのみであり、その他のEPAではWTO協定上の権利・義務を確認する（域内でのWTO協定に整合的なAD措置の適用を認める）のみである（図表Ⅲ-1-2参照）。

平成23年8月に発効した日インドEPAでは、AD措置の手続面に関するWTOプラスの規律として、調査開始を求める申請書を受領した当事国が調査開

始の少なくとも10執務日前までに相手国に対して申請の受領を通知し、申請書の全文提供を行うことを義務付けた規定（第24条）が盛り込まれた。これは我が国にとって、EPAにおいてAD措置に関するWTOプラスの規律を導入した初の例といえる。

これ以外の我が国EPAにおいては、結果的にはWTOプラスのAD規律は協定に盛り込まれなかったものの、交渉の中ではADに関する特則や相互不適用についても検討が行われた。例えば、日シンガポールEPAの研究会報告書（2000年9月）においては、競争政策の分野で協力メカニズムを創設するという条件の下、AD措置を相互不適用とすることが選択肢として提示され、また、デミニマス・無視できる輸入量の引上げやAD税賦課期間の短縮といった、現行AD協定の更なる規律強化という可能性も模索された。しかしながら、当時のシンガポールが包括的な競争法を持たなかったこと、AD措置の不適用は国内産業に対する保護の必要性の観点から懸念が残ること、EPAでのAD規律強化の水準が低いとWTOのドーハ・ラウンド交渉に悪影響を与えるとの懸念も示され、結果的に、日シンガポールEPAにおいては、ADに関するWTO・AD協定上の権利及び義務を確認する（第14条5（b））とのみ規定された。

他方、協定そのものではないが、日シンガポールEPA署名（2002年1月）の際には閣僚レベルでの共同宣言を発し、AD措置が濫用されることに対する懸念を表明し、AD措置の発動は抑制的に行うこと及びWTOの枠組みにおけるAD措置に関する規律の強化に向けて協力することを確認した（パラグラフ2）。さらに、日スイスEPA署名にあたっての共同声明（2009年2月）では、WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力に加え、調査開始前にできる限り速やかに通知及び情報提供すべきこと、要請に基づき協議の可能性を検討すべきことを確認した。

ただし、これらのEPAにおいても、域内で削減・撤廃の対象となる「関税」（customs duty）にAD税は含まない（域内適用可能）と明示的に規定されている。

<図表Ⅲ - 1 - 2> EPA/FTAのAD、相殺措置に関する規定概要

我が国のEPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
日本・シンガポール	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（前文）、域内適用可能（第14条5（b））	
日本・メキシコ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第167条）、域内適用可能（第11条（b））	
日本・マレーシア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））	
日本・フィリピン	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第18条4（b））	
日本・チリ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第3条）、域内適用可能（第28条（d）（ii））	
日本・タイ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第15条（b）（ii））	
日本・ブルネイ	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日本・インドネシア	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第20条4（b））	
日本・ASEAN (AJCEP)	WTO協定上の権利及び義務を確認（第10条1）、域内適用可能（第13条（a）（ii））	
日本・ベトナム	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日本・スイス	調査開始前の速やかな通知、要請に基づく協議の可能性の検討、WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、域内適用可能（第11条（c）（ii））	WTO協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、域内適用可能（第11条（c）（ii））
日本・インド	WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii）） 調査開始前の通知及び申請書全文提供、通知を受けた締約国は輸出者等に通報可（第24条）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））
日本・ペルー	WTO協定上の権利及び義務を確認（第2条1）、域内適用可能（第18条（e）（ii））	
NAFTA	AD及び相殺関税の最終決定について二国間パネルを設けることができる（第19章）	
米国・イスラエル	1987年1月1日以前に発効したFTAの締結国（1985年のイスラエルFTAのみ）からの輸出は累積の対象としない（Uruguay Round Agreements Act, 第222条（e））	
米国・ヨルダン	WTO協定上の権利及び義務を確認（第1条）、域内適用可能	
米国・シンガポール	WTO協定上の権利及び義務を確認（第1.1条）、域内適用可能	
米国・チリ	WTO協定上の権利及び義務を維持（第8.8条）、域内適用可能	
米国・豪州	WTO協定上の権利及び義務を確認（第1.1条2）、域内適用可能（第1.2条4）	
米国・ペルー	WTO協定上の権利及び義務を確認（第1.2条）、域内適用可能（第1.3条）	
米国・韓国	WTO協定上の権利及び義務を確認（第1.2条1） 申請書受領後、調査開始前の事前通報及び協議の機会確保（第10.7.3条）、価格や数量に関する約束に関する情報提供及び輸出者の価格約束等に対する好意的配慮・協議機会の確保（第10.7.4条）、両国で設立する貿易救済措置委員会における情報・意見交換等（第10.8条）	
カナダ・チリ	両当事国の関税撤廃日又は2003年1月1日のいずれか早い日から域内不適用（第M-01, 03条）、例外的状況が生じた場合の一定の協議事項（第M-04条）	相殺関税は域内適用可能。なお、相殺関税の撤廃を協議する規定（第M-05条）あり。

我が国のEPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
カナダ・コスタリカ	WTO協定上の権利及び義務を確認（第7.1条1）、申請書受領の通知（第7.1条3（a））、調査開始の公告及び全ての利害関係者への通知（第7.1条3（b））、調査当局に必要な情報の全ての利害関係者への通知及び証拠提出機会の提供（第7.1条3（c））、調査開始後、全ての利害関係者及び輸出国政府による申請書の入手（第7.1条3（d））、秘密情報保護義務に従い利害関係者が全ての証拠を入手（第7.1条3（e））、利害関係者に対し公聴会を含め自己の利益を擁護する合理的な機会を提供（第7.1条3（f））、秘密情報保護義務に従い利害関係者に対して自らの主張に関する全ての情報を閲覧する合理的機会を提供（第7.1条3（g））、利害関係者に対してダンピング・マージンの決定方法の説明及び仮決定への意見表明機会の提供（第7.1条3（h））、秘密情報の提出・取扱い・保護手続並びに秘密の取扱いを保証する及び十分な要約を入手可能とする手続（第7.1条3（i））、仮決定及び最終決定においてダンピング及び損害の決定に関する十分な説明を公告し、全ての利害関係者に通知（第7.1条3（j））、域内適用可能	農産品について輸出補助金の禁止を合意（第3.12条）
EU・メキシコ	WTO協定上の権利及び義務を確認（第14条）、域内適用可能	
EU・韓国	事前通知（第3.9条）、公共の利益（第3.10条）、状況の変化がない場合の措置撤廃後12ヶ月以内の再調査の禁止（第3.11条）、僅少マージンの事情変更レビュー等への拡大適用（第3.13条）、レッサー・デューティー・ルール適用（第3.14条）	
シンガポール・EFTA（ESFTA）	AD措置を域内相互不適用とし、必要な場合は競争章に基づく措置を導入（第16条）	GATT第VI条及びWTO補助金協定により規律、域内適用可能（第15条）
シンガポール・豪州	WTO・AD協定の規定遵守を再確認、ダンピング輸入量を決定するための合理的な調査対象期間（最短12か月）、レッサー・デューティー・ルール適用、調査開始前通知等（第8条）、域内適用可能	WTO補助金協定の規定遵守を再確認、輸出補助金の禁止を合意（第7条）、域内適用可能
シンガポール・NZ	発動要件の厳格化（僅少マージン5%、無視できる輸入5%）、合理的な調査対象期間（最短12か月）、措置発動期間の短縮（3年）、（第9条）、域内適用可能	WTO補助金協定の規定遵守を再確認、輸出補助金の禁止を合意（第7条）、域内適用可能
シンガポール・インド	調査開始前の通報、情報交換及び情報の利用、WTO・AD委員会の勧告の考慮等（第2.7条）、域内適用可能	WTO補助金協定の遵守を再確認（第2.8条）、域内適用可能
シンガポール・ヨルダン	発動要件（僅少マージン、累積）、調査期間及び適用期間、見直しの計算方法等の規律強化（第2.8条）、域内適用可能	GATT第VI条及びWTO補助金協定により規律、域内適用可能（第2.6条）
シンガポール・韓国	WTO・AD協定上の権利及び義務を維持、ゼロイングの禁止、レッサー・デューティー・ルール適用等（第6.2条）、域内適用可能	WTO補助金協定上の権利及び義務を再確認（第6.3条）、域内適用可能
シンガポール・中国	WTO・AD協定の権利義務を再確認（第38条1）、AD協定を恣意的又は保護主義的な方法で行わないよう合意（第40条1）、申請書受領後速やかな通知（第40条2）	輸出補助金の禁止を合意（第41条）
シンガポール・パナマ	WTO・AD協定の規定遵守を再確認（第2.11条1）、申請書受領後直ちに通知（第2.11条2（a））、調査開始前の通知及び協議（第2.11条2（b））	WTO補助金協定の規定遵守を再確認、輸出補助金の禁止を合意（第2.10条）
豪州・NZ（ANZCERTA）	1990年7月1日より、AD措置を域内相互不適用とし、競争法を導入（1988年8月18日付協定議定書）	GATT第VI条等補助金協定の義務を維持（第16条）、域内適用可能

我が国のEPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
豪州・タイ	WTO・AD協定の規定遵守を再確認、価格約束に対する好意的配慮（第206条）、域内適用可能	WTO補助金協定上の権利及び義務を再確認（第207条）、域内適用可能
豪州・チリ	WTO協定上の権利及び義務を維持（第8.2条）	
NZ・タイ	WTO・AD協定の権利及び義務を維持、第15条（開発途上国加盟国に対する考慮）の留意（第5.1条）、域内適用可能	WTO補助金協定上の権利及び義務を維持する（第5.2条）、域内適用可能
NZ・マレーシア	申請書の受領から5営業日以内での相手国政府への通報義務、調査開始決定から5営業日以内での相手国政府への通報義務、合理的な調査対象期間の明確化（第5.2条）	WTO補助協定の規定遵守を再確認（第8.17条1）
NZ・中国	WTO・AD協定の権利義務を再確認（第61条1）、AD協定を恣意的又は保護主義的な方法で行わないよう合意（第62条1）、申請書受領後速やかな通知（第62条2）	輸出補助金の禁止を合意（第41条）
P4（シンガポール・ブルネイ・NZ・チリ）	WTO協定上の権利及び義務を維持（第6.2条）、域内適用可能	
韓国・チリ	WTO協定上の権利及び義務を維持（第7.1条）、域内適用可能	
韓国・EFTA	相互にAD調査開始を抑えるよう努める、そのための調査開始前通報及び協議、レッサー・デューティー・ルール適用、措置決定から5年後に継続の必要性検討、以後2年ごと（第2.10条）	調査開始前に相手国に通知し、相互に受け入れ可能な解決策を見出すため30日間与え、通知から10日以内に協議の場を設置（第2.9条）
韓国・インド	調査開始前通知（第2.14条）、レッサー・デューティー・ルール適用（第2.17条）、ゼロイングの禁止（第2.18条）、状況の変化がない場合には措置撤廃後1年以内の再調査禁止（第2.19条）等	WTO補助金協定の遵守を再確認（第2.20条）
中国・香港	AD措置不適用（第7条）	WTO補助協定の規定遵守を再確認（第8条）
中国・ペルー	WTO協定上の権利義務の遵守（第77条1）、ADにつき①申請書受領後直ちに通知（第77条2（a））、②全ての通知を英語で行う（第77条2（b））、③調査当局は輸出者の情報提供等への困難性に配慮して支援する（第77条2（c））、調査開始の通知並びに輸出者への標準質問状及び輸出者リストの送付を行い、相手国は受領後に関係団体に通知・関係者に開示し、関連情報を調査実施国に提供（第77条3）	

＜セーフガード＞

（1）ルールの背景

①EPAの二国間セーフガード措置

多くのEPA/FTAでは、当該EPA/FTAによる関税譲許等の自由化に関する義務を負った相手国産品の輸入が急増した場合に関する二国間でのセーフガード措置を規定している。これは、EPA/FTAに基づく関税の撤廃又は引き下げの結果として輸入が増加することにより、国内産業に重大な損害が生じ又はそのおそれが発生した場合に、緊急措置として、EPA/FTAにおける関税撤廃・削減の約束

を一時的に撤回し、GATT上の最恵国関税に戻すことを認めるものであり、当該EPA/FTAに、その発動要件や手続を規定している。二国間セーフガード措置は、EPA/FTAの自由化交渉において、センシティブ品目を含むより多くの品目について関税の削減撤廃を約束するための一種のセーフティーバルブ（安全弁）として機能しており、EPA/FTA交渉上重要な項目の1つである。

②二国間セーフガード措置の分類

二国間セーフガード措置は、その内容により、以下の4つに分類することができる。すなわち、

(1) 主にWTOのセーフガード協定に準拠した内容のもの（米豪、米シンガポール、日シンガポール、日メキシコ、韓シンガポール等）、(2) 主にGATT第19条に準拠した内容のもの（AFTA、豪NZ等）、(3) 一般的な二国間セーフガード制度を有しないもの（韓チリ等。但し、韓チリには農業についてのセーフガードは存在）、(4) 一定の条件下セーフガード措置の発動を認める欧州型（地域の経済悪化をもたらすような産業への損害がある場合や、経済的、社会的、環境的な問題などが生じた場合にセーフガードの発動を認めるもの）

（EFTA、EUメキシコ等）。日本のEPAにおける二国間セーフガード措置はすべて、第一の類型のものである。以下、第一の類型に分類される措置を中心に、二国間セーフガード措置の特色と具体例を概観する。

(2) 法的規律の概要

①二国間セーフガード措置の特色

(a) 関税引き上げ率の制限

二国間セーフガードは、その発動要件において、EPA/FTAに基づく関税の撤廃又は引下げの結果として輸入が増加することを要求するが、EPA/FTA交渉時に予見し難かった事情であることまでは要求しておらずWTOのセーフガード措置とは性格の異なる制度であると考えられる。またWTOのセーフガード協定が関税措置の他に数量制限を認めているのに対し（第5条第1項）、一般的に、EPA/FTAによる二国間セーフガード措置は関税上の措置のみとされていることが多い。また関税の引上げ幅についても、セーフガード協定では特段の定めがないのに対して、二国間セーフガード措置ではEPA/FTAに基づく関税削減の停止、又は関税率を実行MFN税率（二国間セーフガード措置をとる時点における実行MFN税率又は協定発効の前日における実行MFN税率のいずれか低い方の税率）まで引き上げることのみとされる

ことが多い。

以上の特色は、二国間セーフガード措置は、二国間EPA/FTAの貿易自由化に対するセーフティバルブであり、EPA/FTAによって自由化された（関税が引き下げられた）範囲内でのみ認められるべきとの考えに基づくものと考えられる。

(b) 発動要件及び措置の制限

EPA/FTAが関税及び非関税措置の撤廃により自由貿易地域の設立を目指していることを踏まえ、EPA/FTAに基づく二国間セーフガード措置の規律はWTOのセーフガード協定よりも規律が強化された内容となっていることが多い。例えば、セーフガード措置の発動要件を輸入の絶対的増加に限定する規定や、二国間セーフガード措置の適用を、FTA/EPA成立後の一定の経過期間に制限するもの、また、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定するもの、更には暫定措置の発動を認めないものなどが存在する。また、我が国の締結した協定ではないものの、セーフガード措置の適用を禁止する僅少（デミニマス）基準を導入しているFTA（例：シンガポール－インドFTA）もある。

(i) 発動要件及び措置が制限されている事例

例えば、日シンガポール協定や日チリ協定では、発動要件が輸入の絶対的増加に限られている。また、措置の発動期間については、原則2年・最長4年（日シンガポール協定）や原則4年・最長5年（日マレーシア協定）など、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定しているものがある。更に、諸外国の協定のうち、僅少要件を規定している例としては、調査対象製品の輸入が、国内販売による市場シェアの2%以下又は総輸入（調査申請前の12か月間）の3%以下の場合には二国間セーフガード措置を執ってはならないとするシンガポール・インドFTA等が存在する。

(ii) 二国間セーフガード措置が撤廃された事例

二国間セーフガード措置の適用を経過期間に

制限し、実際にも経過期間終了後、二国間セーフガード措置が撤廃されているFTAも存在する。例えば、豪州-ニュージーランド経済協力協定（ANZCERTA：Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement）では、移行期間として関税、数量制限、関税割当、輸出インセンティブ、及び貿易機会の発展を妨げる物価安定措置や補助が存続する期間と定められていた。その後、1990年7月の物の貿易の完全自由化とともに移行期間も終了し、二国間セーフガード措置は廃止された。なお、EPA等について、発動要件（輸入の絶対的増加か相対的増加か）、適用期間（経過期間のみか恒久的か）、発動期間、再発動禁止期間、補償、リバランスの要件等の観点から整理したものが図表Ⅲ-1-3である。

②WTO協定とEPA二国間セーフガード措置の関係について

上述のとおり、我が国が締結したEPAにおいて認められる二国間セーフガード措置は、EPA/FTAに基づく関税削減の停止、又は関税率を実行MFN税率まで引き上げることのみを許容しており、原則として、WTO協定との整合性の問題は発生しないと考えられる（GATT第24条第8項の実質上すべての貿易について廃止しなければならない制限的通商規則該当性は議論の余地がある）。なお、我が国の法制度上、EPA/FTAに基づくセーフガード措置を発動している場合であっても、WTO協定に基づくセーフガードの発動に特段の制限（EPA/FTA締結国をセーフガードの対象から除外する等）が加えられることはない。

<図表Ⅲ-1-3>これまでのEPAにおけるセーフガード制度とWTO協定におけるセーフガード制度との比較

		署名	発効	対象国	発動要件	適用期間（見直し）	発動内容	
SG協定	一般SG			全てのWTO加盟国	①事情の予見されなかった発展の結果、及び②当該協定に基づいて負う義務（関税譲許を含む）の効果による（GATT19条）、輸入の①相対的又は②絶対的増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれ（2条1）	恒久的な制度	関税の引上げ又は輸入数量制限措置を行うことが可能（5条1）	
NAFTA	二国間SG	1992. 12. 17	1994. 1. 1	協定締約国のみ	同上（801条1）	経過期間中（原則協定発効後10年、品目によっては最長15年）に限定（相手国の合意により経過期間後も可）（801条1, 2（c）（ii））	同上（801条1（a））（801条1（b））	
日シンガポール協定（2007年3月改正議定書署名）	二国間SG	2002. 1. 13	2002. 11. 30	協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき（18条1）	2017年末日後に必要なに応じ見直し（18条10）	関税の段階的引き下げの停止（18条1（a））	発動時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ（18条1（b））
日メキシコ協定	二国間SG	2004. 9. 7	2005. 4. 1	協定締約国のみ	同上（53条1）	協定発効から10年経過後に必要なに応じ見直し（53条13）	同上（53条2（a））（53条2（b））	
日マレーシア協定	二国間SG	2005. 12. 13	2006. 7. 13	協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき（23条1）	同上（23条11）	同上（23条1（a））（23条1（b））	

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

		署名	発効	対象国	発動要件	適用期間（見直し）	発動内容		
日フィリピン協定	二国間SG	2006. 9. 9	2008. 12. 11	協定締約国のみ	同上（22条1）	同上（22条12）	関税の段階的引き下げの停止（22条1（a））	発動時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ（22条1（b））	7年目の末日までは、措置発動時におけるMFN税率まで引き上げる事ができる（22条10）
日チリ協定	二国間SG	2007. 3. 27	2007. 9. 3	協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき（20条1）	同上（26条4）	関税の段階的引き下げの停止（20条2（a））	発動時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ（20条2（b））	
日タイ協定	二国間SG	2007. 4. 3	2007. 11. 1	協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき（22条1）	協定発効から15年経過後に必要に応じ見直し（22条10）	同上（22条1（a））（22条1（b））		
日ブルネイ協定	二国間SG	2007. 6. 15	2008. 7. 31	協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき（21条1）	協定発効から5年経過後に必要に応じ見直し（21条11）	同上（21条2（a））（21条2（b））		
日インドネシア協定	二国間SG	2007. 8. 20	2008. 7. 1	協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき（24条1）	同上（24条11）	同上（24条1（a））（24条1（b））		
日ASEAN協定	多国間SG	2008. 4. 14	2008. 12. 1	協定締約国のみ	同上（20条2）	協定発効から10年以内に見直し（20条10）	同上（20条6（a））（20条6（b））		
日ベトナム協定	二国間SG	2008. 12. 24	2009. 10. 1	協定締約国のみ	同上（20条2）	協定発効から10年以内に見直し（20条13（a））	同上（20条4）		
日スイス協定	二国間SG	2009. 2. 17	2009. 9. 1	協定締約国のみ	同上（20条1）	協定発効から10年経過後に必要に応じ見直し（20条11）	同上（20条2）		
日インド協定	二国間SG	2010. 10. 2	2011. 8. 1	協定締約国のみ	同上（23条1）	協定発効から10年経過後又は締約国が合意する場合はそれ以前に見直し（23条10）	同上（23条2（a））（23条2（b））		
日ペルー協定	二国間SG	2011. 5. 31	2012. 3. 1	協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき（30条1）	協定発効から10年経過後に必要に応じ見直し（36条）	同上（30条2（a））（30条2（b））		

調査の際の通報	実施前の通報・協議	暫定措置	発動期間（上限）	措置の漸進的緩和		再発動禁止期間	補償	対抗措置（モラトリアム）		
調査の開始、損害の認定の際にSG委員会に通報する（12条1）	SG措置の実施の前にSG委員会に通報するとともに、利害関係国と協議する（12条1、3）	あり（200日以内）（6条）	当初4年以内、延長4年の計8年以内（7条1～3）	1年を超える措置は、漸進的に緩和	3年を超える措置は中間時点より前に再検討（7条4）	既発動製品への再発動は、従前の発動期間と同一の期間禁止（但し、最低2年は再発動不可）（7条5）	実質的に等価値の譲許その他の義務を維持するよう努力（8条1）	輸入の増加	①相対的な場合、発動後ただちに（8条2）	②絶対的な場合、発動後3年以降に
	SG手続開始に関する協議要請の通告を行う（801条2（a））	なし	原則3年以内（801条2（c））	なし		同上（801条2（d））	実質的に等価値の貿易自由化措置（801条4）	実質的に等価値の関税措置（801条4）		
調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する（18条3（a））	SG措置の実施・延長の前に相手国に通報し協議する（18条3（a）（c））	あり（200日以内）（18条9）	原則2年以内であるが、例外的に最長4年まで可能（18条3（d））	1年を超える場合は、漸進的に撤廃する計画を提示（18条3（d））		既発動製品への再発動は、従前の発動期間と同一の期間禁止（但し、最低1年は再発動不可）（18条3（e））	実質的に等価値の関税措置（18条4）	実質的に等価値の関税措置が可能（18条4）		

第1章 物品貿易の諸論点

調査の際の 通報	実施前の 通報・協議	暫定措置	発動期間（上限）	措置の漸進的緩和	再発動 禁止期間	補償	対抗措置（モトリアム）		
調査の開始の際に相手国に通報する（53条7、8）	同上（53条8、9）	同上（54条）	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能（53条5）	3年を超える場合は、漸進的に撤廃する計画を提示（53条5）	同上（53条6）	同上（53条10）	同上（53条11）		
同上（23条4（a））	同上（23条4（a）（c））	同上（23条9）	原則4年以内であるが、例外的に最長5年まで可能（23条4（d））	1年を超える場合は、漸進的に緩和（23条4（d））	同上（23条4（e））	同上（23条5（a））	輸入の増加	①相対的な場合、発動後ただちに	②絶対的な場合、発動後18箇月以降に
同上（22条5（a））	同上（22条5（a）（d））	同上（22条4）	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能（22条5（e））	同上（22条5（e））	同上（22条5（f））	同上（22条6（a））	輸入の増加	①相対的な場合、発動後ただちに	②絶対的な場合、発動後12箇月以降に
同上（23条1（a））	同上（23条1（b）、24条1）	同上（25条1）	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能（22条（a））	同上（22条（b））	同上（22条（c））	同上（24条3）	実質的に等価値の関税措置（24条3）		
調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する（22条3（a）（i）（ii））	同上（22条3（c））	同上（22条7（a））	原則3年以内であるが、最長5年まで可能（22条3（d））	同上（22条3（d））	同上（22条3（e））	同上（22条4（b））	輸入の増加	①相対的な場合、発動後ただちに	②絶対的な場合、発動後24箇月以降に
調査の開始の際に相手国に通報する（21条4（a）（i））	同上（21条4（c））	同上（21条9（a））	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能（21条4（d））	同上（21条4（d））	同上（21条4（e））	同上（21条5（b））	実質的に等価値の関税措置（21条5（d））		
同上（24条4（a）（i））	同上（24条4（c））	同上（24条9（a））	原則4年以内であるが、例外的に最長5年まで可能（24条4（d））	同上（24条4（d））	同上（24条4（e））	同上（24条5（b））	同上（24条5（d））		
同上（20条7（a）（i）（ii））	同上（20条7（c））	同上（20条11（a））	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能（20条7（d））	同上（20条7（d））	同上（20条7（e））	同上（20条8（a））	輸入の増加	①相対的な場合、発動後ただちに	②絶対的な場合、発動後24箇月以降に
調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する（20条6（a）（i）（ii））	同上（20条6（c））	同上（20条11（a））	同上（20条6（d））	同上（20条6（d））	同上（20条6（e））	同上（20条7（a））	同上（20条7（c））		
同上（20条5（a））	同上（20条5（c））	同上（20条9（a））	原則2年以内であるが、例外的に最長3年まで可能（20条5（d））	同上（20条5（d））	同上（20条5（e））	同上（20条6（a））	実質的に等価値の関税措置（20条6（b））		
同上（23条4（b））	同上（23条4（c））	同上（23条8（c））	原則3年以内であるが、例外的に最長5年まで可能（23条4（d））	同上（22条4（d））	同上（23条4（e））	同上（23条5（a））	同上（23条5（b））		
同上（34条1（a）（b））	同上（35条1、2）	同上（33条2）	原則2年以内であるが、例外的に最長3年まで可能（31条1）	同上（31条2）	同上（31条4）	同上（35条3）	同上（35条4）		

＜基準・認証制度＞

（1）ルールの背景

WTOには、基準認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的なハーモナイゼーションの推進や透明性の確保等を規定した、貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT協定）がある（詳しくは第Ⅱ部第11章参照）。EPA/FTAにおいても、基本的に、各国の制度上の専門性、地域の特殊性を考慮しつつ、基準認証に関する条項が設けられている。

（2）法的規律の概要

基準認証分野は、制度上の専門性、地域の特殊性等の要素が非常に強いため、WTO/TBT（貿易の技術的障害）委員会、APEC/SCSC（基準・適合性小委員会）等の多国間における専門家間の協議を通じて制度的な問題点の共有化を図り、各国と共同歩調をとりながら議論を進めることにより、制度面での透明性及び技術基準等の国際整合性の確保等を図っていくことが適切かつ有効な手段である。また、基準認証制度が国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないようにすること

を確保するというWTO/TBT協定の目的に沿って、我が国のこれまでのEPAでは、日インドネシアEPA及び日ブルネイEPAを除き、基準認証分野について次のように規定している。

日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日アセアンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPAは、WTO/TBT協定に基づく権利義務を再確認し、また一部の協定は、強制規格、適合性評価手続及び透明性に関し、WTO/TBT協定に基づく権利義務の再確認を超えるレベルの要素を一部盛り込んでいる。日シンガポールEPAでは、相互承認（MRA）章を設け、電気製品等に関して輸出国側の政府が指定した適合性評価機関が行った輸入国側の基準・手続きに基づく適合性評価結果を輸入国側が承認するとしている。日本国内でのMRAの的確な実施を確保するため、MRA法（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律）を制定している。日タイEPA、日フィリピンEPAにおけるMRA章では、輸出国側の輸出国内適合性評価機関を輸入国側の関連法令（我が国は電気用品安全法）に基づいて「輸入国政府が」指定し、当該機関による適合性評価結果を輸入国側が承認する制度を規定している（なお、本章は物品貿易に係る措置・相互承認を扱っているが、「人の移動」に関連する措置である資格の相互認証については、第3章「人の移動」を参照）。

①日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日アセアンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日ペルーEPA

日メキシコEPAでは第3章第3節に、日マレーシアEPAでは第5章に、日チリEPAでは第7章に、日アセアンEPAでは第5章に、日スイスEPAでは第5章に、日ベトナムEPAでは第6章に、日ペルーEPAでは第6章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章が設けられている。これらのEPAは、WTO/TBT協定に基づく権利義務を再確認し、また、一部のEPAは、強制規格、任意規格及び適合

性評価手続に関して、情報交換、共同研究等の協力を行い、小委員会の設置及び両締約国政府による照会所を指定すること等を規定している。

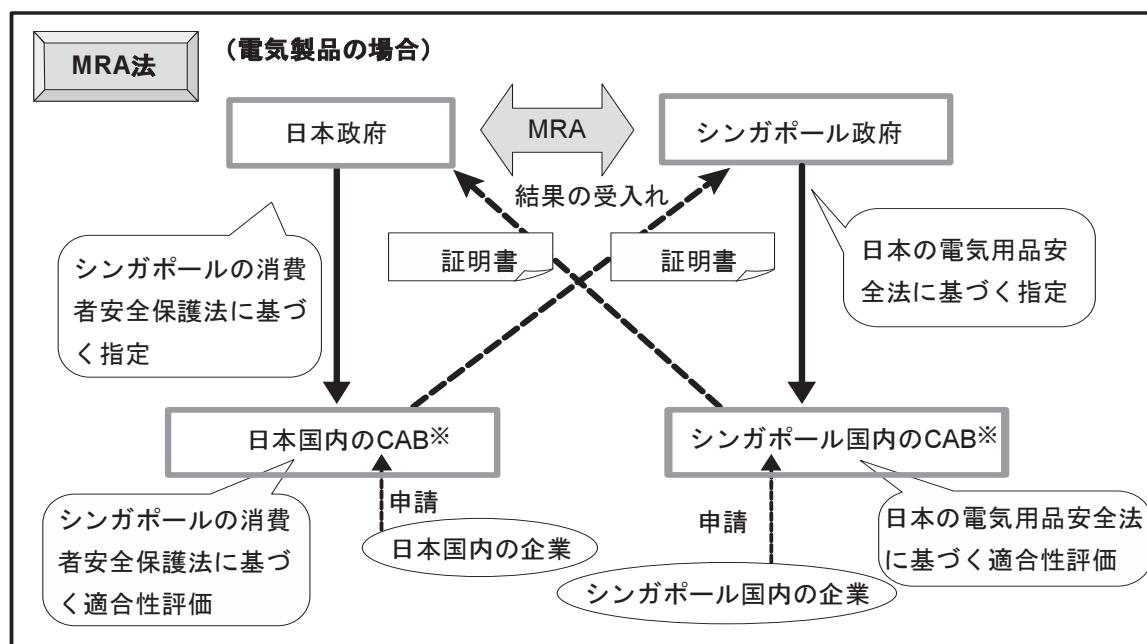
特に日ペルーEPAにおいては、従来のEPAに比して適合性評価手続及び透明性を中心に手続規則を強化しており、例えば、①一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関で行われた適合性評価手続の結果の受け入れないことを決定する場合に、要請に応じて理由を説明すること、②適合性評価機関の認定に際して、可能な場合には、他方の締約国における適合性評価機関に対して、自国に立地する適合性評価機関よりも不利でない条件で認定を行うこと、③一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関の認定を拒否する場合には、要請に応じて理由を説明すること、④また、強制規格及び適合性評価手続の策定に際し、WTO/TBT協定に基づく通報と同時に、他方の締約国にも通報し、公衆及び他方の締約国が書面による意見を提出するための期間（少なくとも60日間）を置くよう努めること、⑤制定された全ての強制規格及び適合性評価手続を公式のウェブサイトにおいて無料で公開することに努めること等を規定している。これらの規律はWTO/TBT協定の義務の強化・明確化を図るものであり、我が国企業のビジネス環境の改善を目的とするものである（WTO/TBT協定の主要な義務については、第II部第11章参照）。

②日シンガポールEPA

第6章に相互承認章を設けている。輸出国側の政府が指定した機関が、輸入国側の基準及び手続に基づいて適合性の評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性の評価と同等の保証が得られるものとして相互に受け入れるものである。例えば、日本政府が日本国内の機関をシンガポールの国内基準との適合性を評価する機関として指定し、当該機関での適合性評価結果をシンガポールが受け入れる制度である。適用範囲は、電気製品、通信端末機器及び無線機器である。な

お、日本国内でのMRAの的確な実施を確保するため、MRA法（特定機器に係る適合性評価手続の結果

果の外国との相互承認の実施に関する法律）を制定している。



※CABとは、適合性評価機関（Conformity Assessment Body）の略であり、認証や試験を行う機関。

・MRAとは、相互承認協定（Mutual Recognition Agreement）の略。MRAに基づく我が国の義務を履行するとともに、日本国内でのMRAの的確な実施を確保するため、MRA法（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律）を制定している。

③日タイEPA、日フィリピンEPA

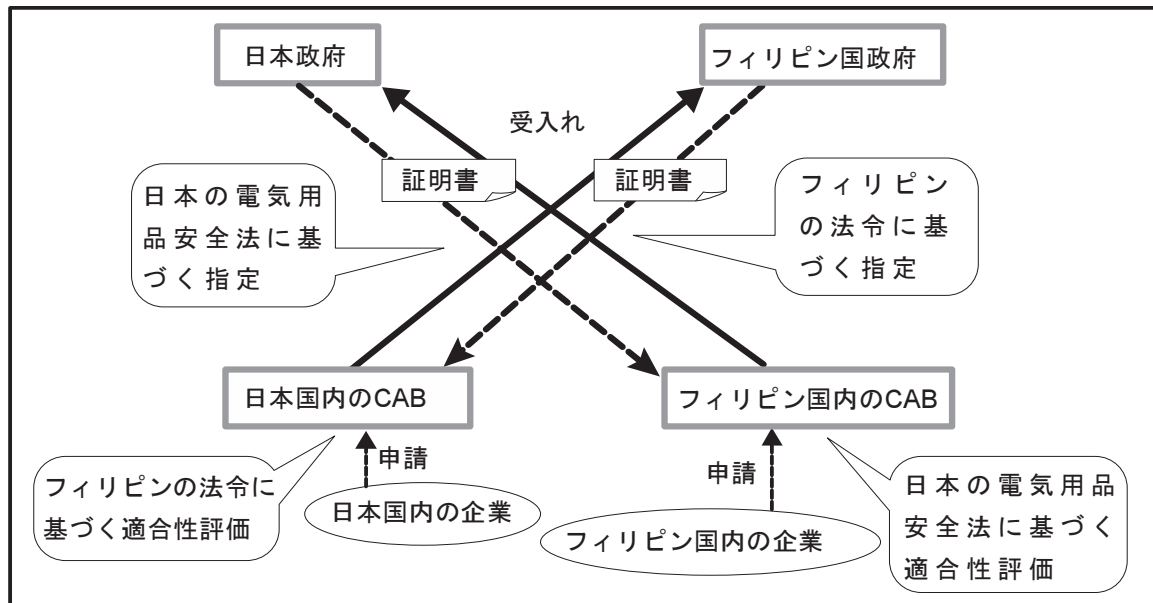
日タイEPA及び日フィリピンEPAでは、双方とも第6章に相互承認章を設けており、輸出国内の適合性評価機関の指定（登録）を輸入国政府が直接行うことを双方で認め合うことを規定している。例えば、フィリピン国内で日本の基準への適合性を評価する機関を日本政府が指定し、当該機関での適合性評価結果を日本が受け入れる制度である。適用範囲は、日タイEPA、日フィリピンEPAともに電気製品である。日シンガポールEPAとの違いは、日シンガポールEPAでは、シンガポール国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいてシンガポール政府が指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっており、日本国内での的確な実施を確保するため、MRA法（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律）を制定しているのに対し、日タイEPA、日フィリピンEPA

では、タイ若しくはフィリピン国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいて「日本政府が」指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっており、MRA法ではなく既存の法律（電気用品安全法）で担保されている点である。

④日インドEPA

日インドEPAでは、第5章に強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置について定められており、この中で相互承認については小委員会を通じて何らかの取り決めるを行うことの実現可能性について討議する旨規定されている。また、第5章には、後発医薬品に関する協力についても定められており（第54条）、一方の締約国の者が他方の締約国の市場への後発医薬品の投入のために要求される登録その他の承認の申請を行う場合には、この申請が他方の締約国の法令に基づ

く全ての要件を満たしている場合、関連手続きによりも不利でない待遇を与える旨規定している。
 おいてその国の者による同種の申請に与える待遇



- ・日本の電気用品安全法では、日本域外のCABを指定することができる法体系となっている。
- ・日フィリピンEPAタイプの相互承認においては、既存の法律（電気用品安全法）の枠内で対応可能なため、担保法（MRA法）は必要ない。